



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*3 水産業協同組合法施行細則の全部を改正する規則  
(水産振興課)

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

水産業協同組合法施行細則の全部を改正する規則を次のように定める。

平成19年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

水産業協同組合法施行細則の全部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和24年和歌山県規則第37号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「法」という。)の施行については、水産業協同組合法の施行等に関する政令(昭和24年政令第47号)その他命令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
- (2) 組合員等 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。
- (3) 総会等 総会及び総代会をいう。

(設立の認可申請等)

第3条 発起人は、法第63条第1項(法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 発起人名簿
- (2) 正組合員となる者の設立に対する同意書
- (3) 設立目論見書
- (4) 設立経過報告書
- (5) 定款
- (6) 事業計画書、資金計画書及び収支計画書

- (7) 設立準備会の議事録の謄本
  - (8) 創立総会の議事録の謄本
  - (9) 役員(理事又は監事)の別並びに住所、氏名及び略歴を記載した書面
  - (10) 理事が法第34条第10項ただし書(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面
  - (11) 発起人が法第59条(法第86条第3項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面
  - (12) 役員(選挙をした場合)にあっては、選挙録の謄本
  - (13) 漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合の設立にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
    - ア 漁業の名称、場所、時期及び漁獲物の種類
    - イ 資金計画、収支計画及び経営の方法
    - ウ 当該組合が法第17条第1項に規定する要件に該当することを証する書面
    - エ 法第17条第2項に規定する同意があったことを証する書面
  - (14) 漁業生産組合の設立にあっては、法第80条、第81条及び第82条第2項に規定する要件に該当することを証する書面
- 2 組合は、法第101条第1項の規定により設立の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、設立登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 組合は、法第64条(法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の設立の認可のあった日から90日を経過しても法第101条第1項の規定による設立の登記を完了できないときは、遅滞なく、設立登記未了報告書に理由書を添えて、知事に提出しなければならない。
- (定款の変更の認可の申請)
- 第4条 組合は、法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 変更理由書
  - (2) 変更しようとする条項の新旧対照表

(3) 変更後の定款の謄本

(4) 出資一口の金額を減少する定款の変更にあつては、次に掲げる書類

ア 法第53条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する財産目録及び貸借対照表

イ 法第53条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(法第53条第3項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面

ウ 債権者が異議を述べなかつたときはそのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは法第54条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する手続を完了したことを証する書面

(5) 新たな出資を伴う定款の変更にあつては、組合員等の全員が同意したことを証する書面

(6) 漁業協同組合が漁業及びこれに附帯する事業を新たに営むための定款の変更にあつては、前条第1項第13号に掲げる書類

(信用事業規程の設定、変更及び廃止の認可の申請)

第5条 組合は、法第11条の4第1項の規定により信用事業規程の設定の認可を受けようとするとき、又は同条第3項の規定により信用事業規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、信用事業規程認可(変更認可、廃止認可)申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 規程の設定、変更又は廃止の理由を記載した書面
- (2) 規程の設定、変更又は廃止を議決した総会等の議事録の謄本
- (3) 規程を変更した場合にあつては、規程の新旧対照表(信用事業方法書の設定等の届出)

第6条 組合は、漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号)第5条第4項の規定による届出をしようとするときは、信用事業方法書設定(変更、廃止)届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 設定、変更又は廃止の理由を記載した書面
- (2) 理事会の議事録の謄本
- (3) 方法書を設定した場合にあつては、方法書の謄本
- (4) 方法書を変更した場合にあつては、変更した条項の新旧対照表(共済規程の設定、変更及び廃止の認可の申請)

第7条 組合は、法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の設定の認可を受けようとするとき、又は法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、共済規程認可(変更認可、廃止認可)申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 規程の設定、変更又は廃止の理由を記載した書面
- (2) 規程の設定、変更又は廃止を議決した総会等の議事録の謄本又は理事会の議事録の謄本
- (3) 規程を変更した場合にあつては、規程の新旧対照表(解散の決議の認可の申請)

第8条 組合は、法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条の2第2項(第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、解散決議認可申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 総会の議事録の謄本
- (3) 解散の決議時の財産目録及び出資組合にあつては貸借対照表(組合員の減少による解散の届出)

第9条 組合は、法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条の2第5項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、解散届出書(別記第6号様式)に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

(自己破産手続開始の申立ての報告)

第10条 組合は、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、破産手続開始申立報告書に破産手続開始申立書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(準自己破産手続開始の申立ての報告)

第11条 組合の理事又は清算人が破産法第19条第4項において準用する同条第1項及び第2項の規定により破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、破産手続開始申立報告書に破産手続開始申立書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(破産又は存立時期満了による解散の報告)

第12条 組合は、法第68条第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条の2第1項第3号若しくは第4号(これらの規定を法第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事由によつて解散した

ときは、遅滞なく、解散報告書に解散理由書を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認可の申請等)

第13条 設立委員又は合併後存続する組合は、法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 合併理由書
- (2) 合併経過報告書
- (3) 合併契約書の謄本
- (4) 事業計画書、資金計画書及び収支計画書
- (5) 各組合の総会の議事録の謄本
- (6) 出資組合にあっては、次に掲げる書類

ア 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表

イ 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告(法第53条第3項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。))の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告をしたことを証する書面

ウ 債権者が異議を述べなかったときは、そのことを証する書面、債権者が異議を述べたときは、法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面

エ 新たな出資を伴う場合にあっては、当該組合の組合員等の全員が同意したことを証する書面

(7) 合併によって組合を設立する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 定款

イ 設立委員が法第70条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面

ウ 設立委員会の議事録の謄本

エ 役員の仕事又は監事の別並びに住所、氏名及び略歴を記載した書面

オ 理事の構成が法第70条第2項(法第86条第4項、第92

条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第34条第9項本文に規定する要件に該当することを証する書面

カ 漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合の設立にあっては、第3条第1項第13号に掲げる書類  
2 組合は、法第107条の規定により合併の登記をしたときは、当該登記の日から2週間以内に、合併登記完了報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(清算人の就職の報告等)

第14条 清算人は、その職に就いたときは、当該就職の日から2週間以内に、清算人就職報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 清算人は、法第109条の規定により清算終了の登記をしたときは、当該登記をした日から2週間以内に、清算終了届に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 総会等の議事録の謄本
- (2) 登記事項証明書

(専用契約締結の報告)

第15条 組合は、法第24条第1項(法第92条第2項、第96条第2項及び第100条第2項において準用する場合を含む。)に規定する契約(次項において「専用契約」という。)を締結したときは、当該締結の日から2週間以内に、専用契約締結報告書に契約書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合は、専用契約の内容に変更があったとき、又は専用契約が解除されたときは、当該変更又は解除の日から2週間以内に、専用契約変更(解除)報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更(解除)理由書
- (2) 専用契約の内容に変更があった場合にあっては、変更契約書の写し  
(役員等の選挙又は選任の報告)

第16条 組合は、法第34条第4項又は第9項(これらの規定を法第52条第5項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。))、第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から2週間以内に、役員選挙・選任報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 役員の仕事又は監事の別並びに住所、氏名及び略歴を記載した書面
- (2) 理事の構成が法第34条第10項本文及び第11項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する要件に

該当することを証する書面

(3) 法第11条第1項第4号の事業を行う組合にあっては、監事の構成が法第34条第11項(第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)に規定する要件に該当することを証する書面

(4) 総会等において選挙し、又は選任した場合にあっては、総会等の議事録の謄本

(5) 選挙した場合にあっては、選挙録の謄本

2 組合は、定款で定めるところにより、組合を代表する理事又は参事若しくは会計主任を選任したときは、当該選任の日から2週間以内に、代表理事選任報告書又は参事・会計主任選任報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び就任年月日を記載した書面

(2) 理事会の議事録の抄本

(役員等の解任請求の報告)

第17条 組合は、法第42条第1項又は第46条第1項(これらの規定を法第86条第2項、第92条第3項、第96条第1項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求を受けたときは、速やかに、役員等解任請求報告書を知事に提出しなければならない。

(役員等の変更の報告)

第18条 組合は、解任、任期満了、辞任又はその他の事由により、組合を代表する理事、理事、監事、参事及び会計主任の氏名又は住所に変更があったときは、当該変更の日から2週間以内に、役員等変更報告書を知事に提出しなければならない。

(総会等の招集の報告)

第19条 組合は、理事又は監事が総会等を招集したときは、速やかに、総会等招集報告書に招集通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(総会等の終了の報告)

第20条 組合は、総会等が終了したときは、当該終了の日から2週間以内に、総会等終了報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 総会等の決議事項に関する書類

(2) 総会等の議事録の謄本

(3) 総会等において法第48条第1項第6号に規定する事項の議決を行った場合にあっては、業務報告書

2 前項の場合において、同項の規定による書類の提出が第4条、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第13条第1項及び第16条第1項の規定による書類の提出と同時に行為されるときは、前項第2号に掲げる書類は、添えることを要しない。

(総会等の開催遅延の報告)

第21条 組合は、定款で定めた時期を過ぎても通常総会又は通常総代会を開催できないときは、速やかに、総会等開催遅延報告書を知事に提出しなければならない。

(業務又は会計状況の検査の請求)

第22条 組合員等は、法第123条第1項の検査の請求をしようとするときは、業務(会計)検査請求書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 請求理由書

(2) 請求日現在における組合員等の総数を記載した書面

(3) 請求に同意した組合員等が住所及び氏名を自筆した書面(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称が記載され、代表者が署名した書面)

(決議等の取消しの請求)

第23条 組合員等(法第18条第5項の規定による組合員及び法第88条第3号若しくは第4号、法第98条第2号又は法第100条の3第3号若しくは第4号の規定による会員を除く。以下「正組合員等」という。)は、法第125条第1項(法第52条第6項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の取消しを請求しようとするときは、決議等取消請求書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 請求理由書

(2) 請求日現在における正組合員等の総数を記載した書面

(3) 請求に同意した正組合員等が住所及び氏名を自筆した書面(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称が記載され、代表者が署名した書面)

(役員が欠けた場合の措置の請求)

第24条 組合員その他の利害関係人は、法第43条第1項(法第52条第6項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。))、第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の請求をしようとするときは、仮理事選任(総会招集、総代会招集)請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 請求理由書

(2) 利害関係人であることを証する書面

2 前項の規定は、組合員その他利害関係人が法第43条第3項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の請求をしようとするときに準用する。

(代表理事等の事務の引継ぎ)

第25条 組合を代表する理事又は常勤の監事に変更があったときは、前任者は、遅滞なく、監事(監事に変更があった場合にあっては、新たに就任した監事及び退任した監事。次項において同じ。)の立会いを得て、その担任する一切の事務を後任者に引き継ぎなければならない。

2 組合は、前項の規定による引継ぎが終了したときは、監事の意見書を付した引継書を作成し、主たる事務所に

備えておかなければならない。

(事務所の新設等の届出)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 事務所を新設し、移転し、又は廃止したとき。 事務所新設等届
- (2) 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。 事業休止(再開)届  
(書類の経由及び提出)

第27条 この規則により知事に提出する書類は、主たる組合の事務所の所在地を所管する振興局長を経由しなければならない。ただし、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、直接知事に提出するものとする。

2 前項の書類の提出部数は、第3条第1項に規定する書類にあつては正本1通及び副本1通とし、その他の書類にあつては正本1通とする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

設立認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

設立しようとする組合の所在地  
設立しようとする組合の名称

発起人代表の住所  
発起人代表の氏名

⑩

水産業協同組合法第 63 条第 1 項 (第 86 条第 3 項において準用する第 63 条第 1 項、第 92 条第 4 項において準用する第 63 条第 1 項、第 96 条第 4 項において準用する第 63 条第 1 項、第 100 条第 4 項において準用する第 63 条第 1 項) の規定により漁業協同組合 (漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会) の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

定 款 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名



年 月 日開催の通常 (臨時) 総会 (総代会) において、定款変更の決議を行いました。

つきましては、水産業協同組合法第 48 条第 2 項 (第 86 条第 2 項において準用する第 48 条第 2 項、第 92 条第 3 項において準用する第 48 条第 2 項、第 96 条第 3 項において準用する第 48 条第 2 項、第 100 条第 3 項において準用する第 48 条第 2 項) の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第3号様式(第5条関係)

信用事業規程認可(変更認可、廃止認可)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

⑩

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、信用事業規程を設定(変更、廃止)する決議を行いました。

つきましては、水産業協同組合法第11条の4第1項(第3項)の規定により承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。



別記第4号様式(第7条関係)

共済規程認可(変更認可、廃止認可)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

印

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、共済規程を設定(変更、廃止)する決議を行いました。

つきましては、水産業協同組合法第15条の2第1項(第2項)の規定により承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

解散決議認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

印

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、解散の決議を行いました。

つきましては、水産業協同組合法第 68 条第 2 項 (第 86 条第 4 項において準用する第 68 条第 2 項、第 96 条第 5 項において準用する第 68 条第 2 項、第 91 条の 2 第 2 項、第 100 条第 5 項において準用する第 91 条の 2 第 2 項) の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第 6 号様式 (第 9 条関係)

その 1 (漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の場合)

解 散 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

㊟

本組合は、水産業協同組合法第 68 条第 4 項 (第 86 条第 4 項において準用する第 68 条第 4 項、第 96 条第 5 項において準用する第 68 条第 4 項) の規定により解散したので、同法第 68 条第 5 項 (第 86 条第 4 項において準用する第 68 条第 5 項、第 96 条第 5 項において準用する第 68 条第 5 項) の規定により関係書類を添えて届け出ます。

その 2 (漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の場合)

解 散 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

ⓐ

本連合会は、水産業協同組合法第 91 条の 2 第 1 項第 6 号 (第 91 条の 2 第 4 項第 3 号、第 100 条第 5 項において準用する第 91 条の 2 第 1 項第 6 号、第 100 条第 5 項において準用する第 91 条の 2 第 4 項第 3 号) の規定により解散したので、同法第 91 条の 2 第 5 項 (第 100 条第 5 項において準用する第 91 条の 2 第 5 項) の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第 7 号様式 (第 13 条関係)

その 1 (新設合併の場合)

合併認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

新設する組合

所在地

組合名

設立委員代表氏名

印

組合と 組合は合併して 組合を設立したいので、水産業協  
同組合法第 69 条第 2 項 (第 86 条第 4 項において準用する第 69 条第 2 項、第 92  
条第 5 項において準用する第 69 条第 2 項、第 96 条第 5 項において準用する第  
69 条第 2 項、第 100 条第 5 項において準用する第 69 条第 2 項) の規定により  
関係書類を添えて申請します。

その 2 (吸収合併の場合)

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

存続する組合

所在地

組合名

代表者職氏名

ⓐ

解散する組合

所在地

組合名

代表者職氏名

ⓐ

協同組合に 協同組合を合併したいので、水産業協同組合法第 69 条第 2 項 (第 86 条第 4 項において準用する第 69 条第 2 項、第 92 条第 5 項において準用する第 69 条第 2 項、第 96 条第 5 項において準用する第 69 条第 2 項、第 100 条第 5 項において準用する第 69 条第 2 項) の規定により関係書類を添えて申請します。

別記第 8 号様式 (第 22 条関係)

業 務 (会 計) 検 査 請 求 書

年 月 日

和歌山県知事 様

組合所在地

組合名

請求者住所

請求者氏名

印

水産業協同組合法第 123 条第 1 項の規定により総組合員 (総会員) の 10 分の 1 以上の同意を得たので、業務 (会計) の状況の検査を関係書類を添えて請求します。

別記第 9 号様式 (第 23 条関係)

決議等取消請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

組合所在地

組合名

請求者住所

請求者氏名

㊟

水産業協同組合法第 125 条第 1 項 (第 52 条第 6 項において準用する第 125 条第 1 項、第 125 条第 2 項において準用する第 125 条第 1 項) の規定により総正組合員 (正会員) の 10 分の 1 以上の同意を得たので、決議 (選挙、当選) の取消しを関係書類を添えて請求します。